

事業評価シート

担当課・室長：環境影響審査室長

事業名	環境影響評価の適正な審査
上位施策名	環境影響評価等
1 事業の概要	<p>本事業は、各種事業の実施に際して、環境影響評価法等の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるよう厳正な審査等を行うものである。</p>
2 進捗状況	<p>閣議決定要綱（S59.8.28閣議決定）に基づき環境影響評価が実施された案件は456件(S61～H11)あり、このうち、環境庁(当時)が審査した案件は23件であったが、環境影響評価法施行(H11.6.12)により同法に基づく手続が実施されている案件98件(うち経過措置案件は49件)のうち、既に環境省が審査した案件が53件(同44件)、環境影響評価の手続が完了した案件は42件(同38件)あり、環境省が環境影響評価に関与する機会が著しく増加した。このほか、環境影響評価の手続では環境省が関与しないが、個別法に基づき環境省が審査するものとして公有水面の埋立認可がある。しかし、手続当初から環境影響評価法が適用された案件のうち、公有水面埋立法に基づき環境省の審査が終了した案件はまだない。</p>
3 評価	<p>環境大臣意見において埋立地の需要の精査を求めた事例等、これまでも環境保全上厳正な審査を行い、意見を述べてきたところであるが、環境影響の回避・低減に関する検討が十分であったか、今後よく検証すべき案件もあり、引き続き意見の提出を積み重ね、環境保全に係る適正な配慮を徹底する。</p> <p>また、環境影響評価の審査にあたって十分な準備が必要とされる特殊な案件については、できるだけ早期段階から事業者による十分な検討を促しつつ、環境省において最新の知見を分析し、必要に応じて実地調査等を実施し対処しているところ。この枠組は継続が必要。</p> <p>しかし、事業の枠組みが決定された以降は、検討の幅が限られてしまうことから、戦略的環境アセスメントの導入を図り、検討の幅が広い政策や上位計画の策定段階でも環境の保全について適正な配慮を確保していく必要がある。</p> <p>環境影響評価法の施行以降、新たに生態系、温室効果ガス等が評価の対象項目となったが、現時点では評価に係る技術手法は発展の途上であり、判断基準等も不明確な状況にある。このため、環境影響評価がより適切に実施されるよう、評価技術のレビューを継続的に実施する必要がある。</p> <p>国民による環境影響評価への意見の提出は、有益な環境情報を提供してもらおうという見地から行われるもので、環境影響評価法の施行に際して、意見を提出することができる者の範囲と提出機会の拡大がなされたところ。しかし、環境影響評価の手続の段階では国民からの意見が少なく、着工前後に環境保全やその他の観点から問題となる事案も生じている。このため、環境アセスメントに関する情報提供の推進を図るとともに、国民等からの適切な意見形成の推進を図る必要がある。</p>
4 予算事項	<p>・環境影響評価審査実施経費</p>
5 対応副施策等	